

真岡市汚水ます設置要領

(趣旨)

第1条 真岡市が公共下水道事業により施行する汚水ます（以下「公共汚水ます」という。）の設置については、この要領に定めるところによる。

(公共汚水ますの設置)

第2条 公共汚水ますを設置できる者は、真岡市公共下水道事業計画区域内で、現在住宅のある者及び5年以内に住宅を建築する者とし、ます数は原則として1宅地1箇所とする。ただし、宅地の面積が500平方メートル以上又は真岡市下水道条例（昭和57年条例第8号）第3条第1項に定める勾配を保守することが技術的に困難な場合は、ます数を増やすことができる。

(申請)

第3条 汚水を公共下水道に流入させる者は、申請者又は真岡市排水設備指定工事店より、汚水ます設置申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(公共汚水ますの決定)

第4条 前条による申請が提出されたときは、市長は設置場所を確認し、申請者又は真岡市排水設備指定工事店に現地立会いを求めたうえで、公共汚水ますの位置を決定する。

(公共汚水ますの設置場所)

第5条 公共汚水ますの設置場所は、原則として宅地内とし、道路境界から公共汚水ます中心までの距離が1メートル以内の場所に設置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路後退がある場合は、道路後退線を道路境界とみなすものとする。

(費用負担)

第6条 公共汚水ますは真岡市型を設置するものとし、その費用は市が負担する。ただし、市街化区域における1,000平方メートル以上の開発行為その他これに類する行為に伴い設置する汚水管きょに接続する公共汚水ますについては申請者負担とし、真岡市下水道条例第27条の許可を受けなければならない。また、真岡市下水道条例第16条に定める区域外下水の放流に必要な費用も申請者負担とする。

(公共汚水ますの移設等)

第7条 公共汚水ますは、市の施設であり許可なく移設又は形状等の変更をしてはならない。

2 公共汚水ますの移設又は形状等の変更をしようとする者は、あらかじめ、汚水ます変更申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による公共汚水ますの移設又は形状等の変更に要する費用は申請者負担とする。

(供用開始日)

第8条 公共汚水ますの使用は終末処理場の建設が完了し、供用開始の公示後とする。

(公共汚水ますへの接続)

第9条 公共汚水ますへ接続する排水設備については申請者負担とし、この工事は真岡市下水道条例及び真岡市下水道条例施行規則に従い、真岡市排水設備指定工事店が施行するものとする。

附則

この要領は、昭和50年度から実施する。

この要領は、平成29年4月1日から実施する。